

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	87	事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業（鳴瀬未来中学校校舎整備事業）	事業番号	A-1-3
交付団体	東松島市		事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）	
総交付対象事業費	95,005(千円) [変更後]439,061(千円)	全体事業費	262,567(千円) [変更後]439,061(千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により全壊となった鳴瀬第二中学校の移設新築を行うもの。 当該中学校については、平成 24 年 6 月に指定した災害危険区域内にあり、災害危険区域の指定について、特に学校に関する制限はないものの、住民感情や法の精神を考慮し現地復旧は適さないものと判断し、隣接地区の鳴瀬第一中学校と統合再編(H25.4.1 統合)を図り、統合学区の中央エリアに移設新築するもの。</p> <p>事業実施学校名：鳴瀬未来中学校（鳴瀬第二中学校・鳴瀬第一中学校統合校） （校舎面積 A=5,119 m<sup>2</sup>、 屋内運動場面積 A=1,441 m<sup>2</sup>、校地面積 A=31,098 m<sup>2</sup>）</p> <p>当該事業について第 13 回申請が最終申請となることから、今回申請予定の計画事業費から既配分執行残額を差し引いた額を申請するもの。</p>					
申請時期	対象事業費(a)	執行済額(b)	差引(a)-(b)	備考	
第 8 回	95,005 千円	10,177 千円	84,828 千円	実施設計(校舎・屋内運動場) 【H27.5 完了】	
事業費減の理由…競争入札執行により低価格で落札されたため 計画額 129,600 千円⇒落札額 25,704 千円					
第 13 回	(1) 計画事業費 428,884 千円 (2) 第 8 回執行残額 84,828 千円 <u>(1)-(2)今回申請額 344,056 千円</u>	【第 13 回申請】 428,884 千円 鳴瀬未来中学校(校舎等建築工事) [申請内訳] ●平成 27 年度分 107,221 千円 (1)校舎…RC 造 3 階建て 1,388 m <sup>2</sup> ×単価 289,900 円×4/16 ヶ月=100,595,300 円 (2)屋内運動場…RC 造 2 階建て 81 m <sup>2</sup> ×単価 327,200 円×4/16 ヶ月=6,625,800 円 ●平成 28 年度分 321,663 千円 (1)校舎…RC 造 3 階建て 1,388 m <sup>2</sup> ×単価 289,900 円×12/16 ヶ月=301,785,900 円 (2)屋内運動場…RC 造 2 階建て 81 m <sup>2</sup> ×単価 327,200 円×12/16 ヶ月=19,877,400 円 ※採用単価については、災害査定により決定した単価。			
全体		439,061 千円			

東松島市復興まちづくり計画（記載箇所 P. 24～P25）

第 2 章 分野別取組み 2 支えあって安心して暮らせるまちづくり

(2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上 ②教育環境の充実と文化の継承

実施事業：学校関係施設災害復旧事業

#### 当面の事業概要

平成 26 年度～27 年度 実施設計・造成工事

平成 27 年度～平成 28 年度 建設工事

#### 東日本大震災の被害との関係

鳴瀬第二中学校は、3.5mを超える津波により校舎 2 階部分まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊した。H23 年 5 月から隣接地区の鳴瀬第一中学校校舎を間借り、及びプレハブ仮設教室で学校を再開したが、狭隘な環境に 2 校が存在することに起因する教育効率の低下を減らすため、H25 年 4 月に統合し鳴瀬未来中学校を新設。しかしながら、狭隘な学校環境から現在も仮設教室、仮設グラウンドの併用を余儀なくされており、教育効果を維持回復させるために新校舎の建設が必要であり、地区住民の優先要望事項にもなっている。学区となる鳴瀬地区の集落は野蒜・浜市・宮戸地区が津波による大きな被害を受け、多くの住民が津波で住宅を失い、仮設住宅等で生活を送っている。今後は、防災集団移転事業等により、生活再建を目指しており、生活圏の中央付近にあたる浅井・中下地区への中学校移設を行う計画としている。

#### 関連する災害復旧事業の概要

平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 鳴瀬第二中学校災害復旧工事

東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場等の移転新築を災害復旧事業で行なう予定であり、既に災害査定を受けています。なお、災害復旧方法については、文部科学省と協議を行い平成 24 年 3 月 13 日付けで「公立学校施設災害復旧費負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適當である場合と判断される」の回答を受けています。

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	89	事業名	学校施設環境改善事業 (鳴瀬未来中学校武道館整備事業)	事業番号	A-2-1
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)		
総交付対象事業費	18,282 (千円) [変更後]149,198 千円	全体事業費	158,862 (千円) [変更後]149,198 千円		
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により全壊となった鳴瀬第二中学校の移設新築を行うもの。 当該中学校については、平成 24 年 6 月に指定した災害危険区域内にあり、災害危険区域の指定について、特に学校に関する制限はないものの、住民感情や法の精神を考慮し現地復旧は適さないものと判断し、隣接地区の鳴瀬第一中学校と統合再編(H25.4.1 統合)を図り、統合学区の中央エリアに移設新築するもの。被災校では武道館を有していなかったが、統合相手校では有しており、かつ統合後の学校活動で必要性が生じています。整備計画においては、屋内運動場と合築(1 階部分)計画としています。</p> <p>事業実施学校名：鳴瀬未来中学校(鳴瀬第二中学校・鳴瀬第一中学校統合校) 武道館 計画 480 m<sup>2</sup>(うち既存保有している 450 m<sup>2</sup>について申請)</p> <p>当該事業について第 13 回申請が最終申請となることから、今回申請予定の計画事業費から既配分執行残額を差し引いた額を申請するもの。</p>					
申請時期	内容	配分額(a)	実績(b)	差引(a)-(b)	備考
第 8 回	実施設計 武道館	18,282 千円	1,958 千円	16,324 千円	H27.5 完了
事業費減の理由…競争入札執行により低価格で落札されたため					
第 13 回	(1) 計画事業費 147,240 千円 (2) 第 8 回執行残額 16,324 千円 <b>(1)-(2)今回申請額 130,916 千円</b>		<b>【第 13 回申請】</b> 147,240 千円 鳴瀬未来中学校武道館整備事業(建築工事) [申請内訳] ●平成 27 年度分 36,810 千円 (1) 武道館建築工事(RC 屋内運動場 1 階部分) 450 m <sup>2</sup> ×単価 327,200 円×4/16 ヶ月=36,810,000 円 ●平成 28 年度分 110,430 千円 (1) 武道館建築工事(RC 屋内運動場 1 階部分) 450 m <sup>2</sup> ×単価 327,200 円×12/16 ヶ月=110,430,000 円		
	全体	149,198 千円			

東松島市復興まちづくり計画（記載箇所 P. 24～P25）

第 2 章 分野別取組み 2 支えあって安心して暮らせるまちづくり

(2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上 ②教育環境の充実と文化の継承

実施事業：学校関係施設災害復旧事業

#### 当面の事業概要

平成 26 年度 基本設計・実施設計・地質調査

〃 用地取得・開発許可

平成 26 年 11 月 災害査定

平成 27 年度 造成工事

平成 27 年度～平成 28 年度 建設工事

#### 東日本大震災の被害との関係

鳴瀬第二中学校は、3.5mを超える津波により校舎 2 階部分まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊した。H23 年 5 月から隣接地区の鳴瀬第一中学校校舎を間借り、及びプレハブ仮設教室で学校を再開したが、狭隘な環境に 2 校が存在することに起因する教育効率の低下を減らすため、H25 年 4 月に統合し鳴瀬未来中学校を新設。しかしながら、狭隘な学校環境から現在も仮設教室、仮設グラウンドの併用を余儀なくされており、教育効果を維持回復させるために新校舎の建設が必要であり、地区住民の優先要望事項になっている。学区となる鳴瀬地区の集落は野蒜・浜市・宮戸地区が津波による大きな被害を受け、多くの住民が津波で住宅を失い、仮設住宅等で生活を送っている。今後は、防災集団移転事業等により、生活再建を目指しており、生活圏の中央付近にあたる浅井・中下地区への中学校移設が望まれている。

#### 関連する災害復旧事業の概要

平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 鳴瀬第二中学校災害復旧工事

東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場等の移転新築を災害復旧事業で行なう予定であり、今後災害査定を受け事業を実施する。なお、災害復旧方法については、文部科学省と協議を行い平成 24 年 3 月 13 日付けで「公立学校施設災害復旧費負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適當である場合と判断される」の回答を受けている。

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	111	事業名	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業	事業番号	C-2-1
交付団体	東松島市		事業実施主体（直接/間接）	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	381,228（千円）		全体事業費	381,228（千円）	

事業概要

【事業概要】

東日本大震災により、農林水産関連 5 施設が流失または全壊した。本事業ではこれら被災した施設機能と規模を集約化し、津波による被害が軽微な土地において再整備するものである。農林水産物販売施設や新規就農者施設などこれらの機能を復旧させることにより、宮戸地区の復興の加速化及び活性化を図り、都市と宮戸地区との交流を促し、農林水産業を再生させることにより、安全で安心した暮らしを取り戻す。

事業実施施設名：宮戸地区復興再生多目的施設

東松島市復興まちづくり計画（第 1 章 2. 基本方針【2】、【3】及び【4】）

【2】 支えあって暮らせるまちづくり

【3】 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり

【4】 持続可能な地域経済・社会を創るまちづくり

(被災施設)

1. 宮戸市民センター（農林水産業研修宿泊滞在施設、食堂施設、情報発信施設）
2. 大浜地区センター（農林水産業研修宿泊滞在施設）
3. 奥松島公社本社（農林水産物販売施設）
4. 奥松島公社観光遊覧船案内所（農林水産物販売施設）
5. 奥松島公社牡蠣焼き施設（海産物加工施設・販売施設）

(復旧施設) ※上記被災施設を 1 か所に集約し、被災施設を再整備する。

1. 新規就業者研修棟

農業等技術の計画的な習得を可能とし、スムーズな就農を促し、地域内外問わず定住人口の増加を図る。

2. 地域間交流棟（地域連携販売力強化施設）

蘭、ワカメ、コンブ、サケ、牡蠣、塩等の農水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工・貯蔵施設、食材提供施設、販売戦略施設等及びこれらの附帯施設の復旧により、都市と宮戸地区との交流を促進し、地域の農林水産業を再生させる。

【施設建設予定地の選定理由】

被災施設は津波により流出・全壊したため、被災前の位置において原形に復旧することは断念せざるをえず、新たな施設建設予定位置としては津波被害の比較的軽い安全な位置を選定している。用地については、地権者の合意を得、買収済みである。以下に主要選定理由を記す。

集客性：松島四大観のうち最も優れた地点とされる『壮観』の大高森の登班坂口でもあるため、観光客などの集客が見込める。

利便性：宮戸島の中央に位置していることから大浜、室浜、月浜、里浜の住民の利便性が高い。

安全性：震災時、津波は到達しておらず、一部 20～30 釐程度浸水したのみであり、安全性が高い。

**当面の事業概要**

<平成 27 年度>

実施設計(10 月成果引き取り)

<平成 27 年度~28 年度>

建築工事(平成 28 年 1 月契約~平成 28 年 9 月末完成引渡)

**東日本大震災の被害との関係**

**【被災施設の被災状況】**

1. 宮戸市民センター（被害額：196,810 千円）  
太平洋に面した月浜地区に立地していたため、震災時は波高 8.5m の津波の直撃を受け全流失。
2. 大浜地区センター（被害額：100,510 千円）  
太平洋に面した大浜地区に立地していたため、震災時は波高 8.5m の津波の直撃を受け全流失。
3. 奥松島公社本社（被害額：329,262 千円）  
震災時、波高 4.0m の津波を受け全壊。被災直後にその立地条件と躯体の被害状況から東松島市としては施設復旧を断念。議会にて当該施設の条例を廃止済み。
4. 奥松島公社観光遊覧船案内所（被害額：198,153 千円）  
震災時波高 6.4m の津波直撃を受け全流失。
5. 奥松島公社牡蠣焼き施設（被害額：16,822 千円）  
震災時波高 6.4m の津波直撃を受け全流失。

**関連する災害復旧事業の概要**

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

**関連する基幹事業**

事業番号	
事業名	
交付団体	

**基幹事業との関連性**

--

(様式1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成27年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	114	事業名	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (農林水産業体験施設)	事業番号	◆C-2-1-1
交付団体	東松島市		事業実施主体(直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	266,339(千円)		全体事業費	266,339(千円)	

事業概要

【事業概要】

- ・当該施設は、太陽光による発電と蓄電、並びに太陽熱の集熱などの自然エネルギーを活用した、農林水産業体験施設の整備により、農林水産物の高付加価値化を進めるとともに新規定住希望者をはじめとする他地域から訪れる方々への産業体験も可能とする施設として整備するもの。
- ・当該施設の電源確保のために太陽光発電施設を整備し、また、当該施設内で農林水産物を乾燥させるために太陽集熱機を整備する。太陽光集熱板の利用により、太陽熱の効率的な熱吸収を実施。熱風によって、乾燥野菜の製造、手漉き海苔、干物、乾燥シイタケなどの農業体験が可能となる施設利用に努めるもの。
- ・当該施設を通じ、市内の中高生や大学生、並びに都市部等からの新規定住希望者等に産業体験を経験させることで、市内における農林水産業人口の拡大を図るものである。
- ・この体験施設にて加工された商品(乾燥野菜や干物等)は、基幹事業にて整備する地域連携力強化販売施設にて販売される予定である。また、太陽光による発電や太陽熱の集熱などの自然エネルギーは、基幹事業で整備する施設においても利用される。
- ・上記のとおり、当該施設において、太陽光発電施設を整備するが、当該施設及び当該復旧施設のみで直接利用し、売電は行わない。

事業実施施設名：宮戸地区復興再生多目的施設

東松島市復興まちづくり計画(第1章 2.基本方針【2】、【3】及び【4】)

【2】 支えあって暮らせるまちづくり

【3】 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり

【4】 持続可能な地域経済・社会を創るまちづくり

○整備施設

- ・農林水産業体験施設(建屋：鉄骨ビニールハウス)※別棟の鉄骨プレハブ内に発電熱源関連施設を整備。

○対象物

(乾燥加工) わかめ、昆布、鮭、キノコ、間伐材

(苗の栽培) 蘭、野菜

【施設整備の必要性】

震災被害を理由とする農業や漁業からの離職を防ぎ、新たな就業者を拡大させるために、高付加価値を付ける生産加工施設の整備や農林水産業を経験できる体験施設の整備が必要。

しかし、現在、このような加工・体験施設が市内においては皆無となっていることから、今般、整備を計画するもの。因みに当該施設と連携して一体的に利用される新規就業者施設や地域連携販売力強化施設については、基幹事業にて整備予定。

【本事業による効果】

- ・新規定住希望者が定期的に産業体験に参加することが可能となることから、担い手誘致活動を円滑に行うことが出来る。

- ・熱加工（乾燥物製造）により、農林水産物の高付加価値化が促進されると同時に産業としての魅力増進が図られることが見込まれる。
- ・太陽光や太陽熱などの自然エネルギーの活用により、災害時におけるエネルギーの持続可能性が担保され、また、低コストでの施設管理が可能。
- ・基幹事業において整備する施設利用者（市民や観光者）が、地域産業の体験目的で訪れることが予想されるため、観光業への活性刺激も発生が見込まれる。
- ・都市圏からの定住者誘致の促進による生産年齢人口の確保活動の活性化が図られる。
- ・農林水産業体験施設の整備により、視察、物品購入量の増加等、交流人口の増加を図られる。

#### 当面の事業概要

<平成 27 年度～28 年度>

建築工事(平成 28 年 1 月契約～平成 28 年 9 月末完成引渡予定)

#### 東日本大震災の被害との関係

##### 【被災した関連施設の被災状況】

1. 宮戸市民センター（被害額：196,810 千円）  
太平洋に面した月浜地区に立地していたため、震災時は波高 8.5m の津波の直撃を受け全流失。
  2. 大浜地区センター（被害額：100,510 千円）  
太平洋に面した大浜地区に立地していたため、震災時は波高 8.5m の津波の直撃を受け全流失。
  3. 奥松島公社本社（被害額：335,262 千円）  
震災時、波高 4.0m の津波を受け全壊。被災直後にその立地条件と躯体の被害状況から東松島市としては施設復旧を断念。議会にて当該施設の条例を廃止済み。
  4. 奥松島公社観光遊覧船案内所（被害額：198,153 千円）  
震災時波高 6.4m の津波直撃を受け全流失。
  5. 奥松島公社牡蠣焼き施設（被害額：16,822 千円）  
震災時波高 6.4m の津波直撃を受け全流失。
- 被害合計 847,557 千円

#### 関連する基幹事業

事業番号	111 (C-2-1)
事業名	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業
交付団体	東松島市

#### 基幹事業との関連性

当該施設は、基幹事業で整備する新規就業者施設や地域連携販売強化施設と連携し、一体的に整備することで、基幹事業の目的である交流人口の増加や農林水産業の再生を図るもの。

具体的には、当該施設を通じ、農業体験を経験させることで、農林水産業の人口確保を図り、また、当該施設で製造した産物を地域連携販売力強化施設で販売することにより、商品付加価値の向上とそれに伴う観光交流人口の拡大を図るもの。

また、当該施設の電源確保のために整備する太陽光発電施設や太陽集熱機から発生する自然エネルギーを基幹事業で整備する施設においても利用することから、その施設における災害時のエネルギーの持続可能性の担保や低コストでの施設運営が効果として見込めるもの。

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	57	事業名	災害公営住宅整備事業 (東矢本駅北地区)		事業番号	D-4-7
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)		東松島市(直接)	
総交付対象事業費	6,934,422 (千円)		全体事業費		6,934,422 (千円)	
事業概要						
<p>震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進するもの。当該地区では、防災集団移転促進事業と連携して、災害公営住宅を整備するもの。</p> <p>【整備の概要】</p> <p>地区名：東矢本駅北地区 (総計画用地面積 47957.12 m<sup>2</sup> 総計画戸数 307 戸)</p> <p>第Ⅰ期 (47 戸) 木造低層 (戸建・2 戸 1) 用地面積：8066.33 m<sup>2</sup></p> <p>第Ⅱ期 (77 戸) RC 造中層 5 階 (2 棟) 用地面積：7927.46 m<sup>2</sup></p> <p>第Ⅲ期 (84 戸) 木造・軽鉄造低層 (戸建・2 戸 1) 用地面積：14785.18 m<sup>2</sup></p> <p>第Ⅳ期 (99 戸) 木造・軽鉄造低層 (戸建・2 戸 1) 用地面積：17178.15 m<sup>2</sup></p> <p>※第 13 回申請では、Ⅲ期・Ⅳ期分の申請を行うもの。</p> <p>『東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ</p> <p>災害公営住宅の整備は、計画 P20~21 基本方針&gt;2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり &gt; ②恒久住宅の整備 &gt; 【主な実施事業】で位置づけしている。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>						
当面の事業概要						
<p>&lt;平成 24 年度～平成 25 年度&gt;</p> <p>・UR への事業要請 基本設計 73,875 千円</p> <p>&lt;平成 25 年度～平成 26 年度&gt;</p> <p>・建設工事 第Ⅰ期 47 戸 855,801 千円 (平成 26 年 11 月入居)</p> <p>&lt;平成 26 年度～平成 27 年度&gt;</p> <p>・建設工事 第Ⅱ期 77 戸 2,135,754 千円 (平成 27 年 11 月入居予定)</p> <p>&lt;平成 27 年度～平成 28 年度&gt;</p> <p>・建築工事 第Ⅲ期 84 戸 1,773,868 千円 (平成 28 年 5 月入居予定)</p> <p>第Ⅳ期 99 戸 2,095,124 千円 (平成 28 年 5 月, 8 月入居予定)</p>						
東日本大震災の被害との関係						
<p>東松島市で全壊 (流出) した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっている。</p> <p>平成 24 年 12 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談 (2 回) や平成 25 年 2 月には津波防災区域外も含む入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。さらには平成 25 年 7 月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定させながら、継続して入居者意向の確認及び申込みを行っている。</p> <p>集団移転先に整備する公営住宅においては、多様な世帯構成や生活のニーズに対応が必要であり震災前の地域コミュニティや高齢者等へ配慮したまちづくり (住まいづくり) を推進し、応急</p>						

仮設住宅からの安定した生活への移行を支援するもの。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	92	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	610,767 (千円)		全体事業費	4,737,205 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災により住宅を失い、住宅の自力再建が困難な被災者が安定した生活と住宅を確保するため、市内に災害公営住宅の整備・供給を進めているが、入居者の居住の安定確保を図る目的から低廉な家賃を設定し、家賃負担の軽減を行う。</p> <p><b>【事業の概要】</b> <b>(第 13 回申請)</b> 対象：平成 27 年 4~8 月入居分の住宅 7 地区 . . . 事業費見直し (所得確定) 平成 27 年 11 月以降に入居開始の住宅 2 地区 . . . 入居開始 事業期間：平成 26 年度~</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 26 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ H26 年度 入居 (管理) 及び事業開始 321 戸</li></ul> <p>&lt;平成 27 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ H27.6~8 月 入居 (管理) 及び事業開始 176 戸 (6 月 91 戸、8 月 85 戸)</li><li>・ H27.11 月 入居 (管理) 及び事業開始 77 戸</li><li>・ H28.1 月 入居 (管理) 及び事業開始 30 戸</li></ul> <p>&lt;平成 27 年度~32 年度&gt; 入居 (管理) 及び事業開始</p>					
東日本大震災入居 (管理) 及び事業開始の被害との関係					
<p>東松島市で全壊 (流出) した住家は約 5,515 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっている。高齢者世帯や経済的な理由等により災害公営住宅への入居を希望する世帯も多く、移転先団地及び市内に災害公営住宅の建設を計画 (1,010 戸) しており、完成後順次入居することとなる。このような入居者を対象に速やかな生活再建への移行、安定した生活の確保を目的とした低廉な家賃設定を行う。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	93	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	D-6-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	43,837 (千円)		全体事業費	713,512 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災により住宅を失い、住宅の自力再建が困難な被災者が安定した生活と住宅を確保するため市内に災害公営住宅の整備・供給を進めているが、入居する低額所得者に対し速やかに生活再建ができるよう、一定期間、無理なく負担しうる水準まで家賃の減額を実施する。</p> <p>【事業の概要】 (第 13 回申請) 対象：平成 27 年 4~8 月入居分の住宅 11 地区・・・事業費見直し (所得確定) 平成 27 年 11 月以降に入居開始の住宅 2 地区・・・入居開始 事業期間：平成 26 年度～ 申請額：2,254 千円</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 27 年 1 月 23 日) H27 年度事業費として、D-17-2 東矢本地区都市再生事業計画作成事業より 64,323 千円 (国費:48,242 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 41,583 千円 (国費:31,187 千円) から 105,906 千円 (国費:79,429 千円) に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 26 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ H26 年度 入居 (管理) 及び事業開始 321 戸</li></ul> <p>&lt;平成 27 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ H27.6~8 月 入居 (管理) 及び事業開始 176 戸 (6 月 91 戸、8 月 85 戸)</li><li>・ H27.11 月 入居 (管理) 及び事業開始 77 戸</li><li>・ H28.1 月 入居 (管理) 及び事業開始 30 戸</li></ul> <p>&lt;平成 26 年度~32 年度&gt; 入居 (管理) 及び事業開始</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市で全壊 (流出) した住家は約 5,515 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっている。高齢者世帯や経済的な理由等により災害公営住宅への入居を希望する世帯も多く、移転先団地及び市内に災害公営住宅の建設を計画 (1,010 戸) しており、完成後順次入居することとなる。このような低額所得者を対象に速やかな生活再建への移行、安定した生活の確保を目的とした家賃の減額 (低減) を行う。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

## 東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 1 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	105	事業名	被災市街地復興土地地区画整理事業（大曲浜地区）	事業番号	D-17-6
交付団体	東松島市		事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）	
総交付対象事業費	1,992,888（千円）		全体事業費	2,646,900（千円）	
事業概要					
<p>大曲浜地区は、移転促進区域（51.2ha）において、移転元地の買い取りを進めている地区である。</p> <p>本市の復興整備計画では、本地区は従前の住居系用地から産業系用地へ土地利用転換を図る地区に位置付けられている。そのため、土地地区画整理事業の手法を用いて、土地の造成、画地の再編を行い、良好な産業用地や公共施設用地等を創出するものである。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;これまでの配分内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>全体事業費は 2,646,900 千円 [内訳] 公共施設整備費：2,534,700 千円 その他工事費：112,200 千円</li><li>前回までに 本工事費として 971,379 千円 その他工事費（測量試験費）として 112,200 千円を配分済み。</li></ul> <p>&lt;事業の進捗状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>全体工程は別紙のとおり。</li><li>実施設計完了。7月に造成工事（平成 27 年度分）の契約を終え、9月から現地着手。</li><li>平成 28 年度施工範囲について、全区画において企業の進出が決定した。</li></ul> <p>&lt;今回の要望内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>今回の申請では、平成 28 年度施工範囲の築造工事に着手するため、本工事費として 909,309 千円を要望するもの。（区画道路築造 1 式、緑地築造 1 式）</li><li>積算内訳は別紙のとおり。</li></ul>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>大曲浜地区は本市沿岸部に位置し、航空自衛隊松島基地と石巻工業港に隣接する従前からの市街地であるが、東日本大震災（津波）により、人的にも建造物にも著しい被害を受けた地区である（全壊 1,123 棟、大規模半壊 5 棟）。</p> <p>本地区では、地区全域を移転促進区域に指定し移転元地の買い取りを進めているが、一方で、現地で被災した企業から早期の再建への支援要請もあり、平成 26 年度より先行整備として土地の造成（約 5.3ha）を行っているところである。</p> <p>今後、産業用地として土地利用を進めるにあたり、地区内に虫食いの的に未買収地が点在するため、一団の敷地の確保が困難なことから、土地地区画整理事業の手法を用いて土地の集約・整序化を図るとともに、産業用地や公共施設用地等の創出と整備を行うものである。</p> <p>平成 26 年 7 月より企業公募を行ったところ、一定の土地利用が見込まれており、復旧にとどまらず、新しい復興のまちづくりを目指す本市にとって、本事業の実施に併せて企業を誘致し、雇用創出により復興への足掛かりとするものである。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 1 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	49	事業名	下水道事業 (雨水)	事業番号	D-2 1-4
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	14,757,232 (千円)		全体事業費	14,757,232 (千円)	

事業概要

公共下水道事業 (雨水)  
渋抜排水区の雨水事業としてポンプ場を建設する。  
野蒜北部丘陵地区復興土地区画整理事業地内の雨水事業を行うもの。  
また、旧市街地の雨水排水を行う。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>  
基本設計  
<平成 25 年度>  
事業認可、基本設計  
<平成 26 年度>  
詳細設計、用地買収  
下水道事業団及び UR 都市機構との実施設計委託業務締結  
UR 都市機構との工事委託業務締結  
<平成 27 年度>  
下水道事業団との工事委託業務締結  
雨水管渠、ポンプ場、調整池工事  
<平成 28 年度>  
雨水管渠、ポンプ場工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災では、大津波により市街地の約 65%の面積が浸水し、住宅の流失、全壊など大きな被害をもたらした。  
また、市全域が 50~60センチ沈下しており、降雨時に浸水被害が発生している。  
集団移転先である、野蒜北部丘陵地区からの雨水排水を処理しなければなりません。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

## 東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	110	事業名	下水道事業 (汚水)	事業番号	D-21-9
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)		
総交付対象事業費	212,806 (千円)	全体事業費	212,806 (千円)		
事業概要					
公共下水道事業 (汚水) 東日本大震災の津波により全壊となった鳴瀬第二中学校 (現在は鳴瀬第一中学校と統合し鳴瀬未来中学校) の移設新築が行われることから、鳴瀬未来中学校への下水道 (汚水) 接続のため管渠整備工事を行うものである。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 26 年度> 事業認可					
<平成 27 年度> 測量設計 A=3.1ha (管渠設計・マンホール工設計)					
<平成 28 年度> 下水道施設工事 L=1,735m・マンホール工設備工事 N=1 箇所					
東日本大震災の被害との関係					
鳴瀬第二中学校は、3.5m を超える津波により校舎 2 階部分まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊した。H23 年 5 月から隣接地区の鳴瀬第一中学校校舎を間借り、及びプレハブ仮設教室で学校を再開したが、狭隘な環境に 2 校が存在することに起因する教育効率の低下を減らすため、H25 年 4 月に統合し鳴瀬未来中学校を新設。しかしながら、狭隘な学校環境から現在も仮設教室、仮設グラウンドの併用を余儀なくされており、教育効果を維持回復させるために新校舎の建設が必要であり、地区住民の優先要望事項になっている。学区となる鳴瀬地区の集落は野蒜・浜市・宮戸地区が津波による大きな被害を受け、多くの住民が津波で住宅を失い、仮設住宅等で生活を送っている。今後は、防災集団移転事業等により、生活再建を目指しており、生活圏の中央付近にあたる中下地区への中学校移設が望まれている。					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	37	事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業(矢本第二中学校屋内運動場建替)	事業番号	A-1-1
交付団体	東松島市		事業実施主体(直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	242,956(千円)		全体事業費	171,754(千円)	

事業概要

東日本大震災により、東松島市立矢本第二中学校屋内運動場が、天井梁のせん断ひび割れ破壊や基礎杭の沈下等の大きな被害を受け、日本建築学会学校建築委員会耐震性能小委員会が調査した結果、半壊に判定され使用不可能な状態になり、災害復旧事業による建て替え工事の実施と併せ、避難所としての安全確保を図るものである。

現在、矢本第二中学校の生徒は付近の小学校の屋内運動場や地区体育館を使用して、体育の授業や部活動、学校行事を行っているが、学校から体育館までの距離も遠いことから移動に不便をきたしている。そのようなことから、早急に矢本第二中学校屋内運動場の災害復旧及び増築工事を行い、生徒が安全で安心して学習できる学習環境を整えるものである。

事業実施学校名：東松島市立矢本第二中学校屋内運動場 A=1,510 m<sup>2</sup>(既存面積 A=909 m<sup>2</sup>)

東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P.24~P25)

第 2 章 分野別取組み

2 支えあって安心して暮らせるまちづくり

(2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上

②教育環境の充実と文化の継承

実施事業：学校関係施設災害復旧事業

(事業間流用による経費の変更)(平成 27 年 1 月 23 日)

請負差金が発生し、本工事費が 71,202 千円(国費：53,401 千円)減額したため、A-1-2 公立学校施設整備費国庫負担事業(野蒜・宮戸統合小学校校舎等整備事業)へ 40,209 千円(国費：30,156 千円)、A-4-1 埋蔵文化財発掘調査事業へ 12,602 千円(国費：9,451 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 242,956 千円(国費：182,217 千円)から 190,145 千円(国費：142,610 千円)に減額。

(事業間流用による経費の変更)(平成 27 年 10 月 13 日)

請負差金が発生し、本工事費が 71,202 千円(国費：53,401 千円)減額したため、A-1-2 公立学校施設整備費国庫負担事業(野蒜・宮戸統合小学校校舎等整備事業)へ 18,391 千円(国費：13,793 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 190,145 千円(国費：142,610 千円)から 171,754 千円(国費：128,817 千円)に減額。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東松島市立矢本第二中学校屋内運動場の災害復旧及び増築工事を行い、早急に施設の機能回復を図り、生徒が安心して学習できる環境を整える。

事業実施学校名：東松島市立矢本第二中学校屋内運動場

事業概要：矢本第二中学校屋内運動場の建替工事(2ヶ年の継続工事)A=1,510 m<sup>2</sup>

(うち復興交付金対象面積 A=601 m<sup>2</sup>)

<平成 25 年度>

事業実施学校名：東松島市立矢本第二中学校屋内運動場

事業概要：矢本第二中学校屋内運動場の建替工事(2ヶ年の継続工事)A=1,510 m<sup>2</sup>

(うち復興交付金対象面積 A=601 m<sup>2</sup>)

#### 東日本大震災の被害との関係

東日本大震災では、震度 6 強の地震により、矢本第二中学校屋内運動場の天井梁にせん断ひび割れ破壊や基礎杭の沈下等の大きな被害を受け、使用不可能になった。さらに、津波によりアリーナ部分に汚泥や海水が流入し、内装や設備・什器に大きな被害を受けた。このため、使用不可能になった屋内運動場の建て替え工事を災害復旧事業の実施と併せ、避難所としての安全確保を図るものである。

本市では今回の大津波により市街地の約 65%が浸水し、千人を超える市民が犠牲となり、住宅の流失や全壊するなど甚大な被害を受けた。特に今回の津波により、市の指定避難所である野蒜小学校体育館に避難した人々が、体育館に流入した約 3m の津波により多くの人々が犠牲になった。

今回の津波で、2 階部分に多目的スペースがあった体育館等については、2 階部分に避難し無事で且つ安全に避難生活を送れた教訓を踏まえ、今後、市としては体育館等を建設する場合は、復興まちづくり計画の基本方針で示されている「防災・減災による災害に強いまちづくり」を実現するため、2 階部分に多目的スペースを設置し津波等の災害から避難者の安全を確保することを考えている。

特に、当該地区は地盤が低く、さらに今回の地震により地盤沈下も発生し、ほとんどの住宅が床上浸水の被害を受け、地域の指定避難場所である矢本第二中学校に避難したが、津波により外部で 1.6m、校舎も床上 1.2m 浸水し 1 階は使用不可能になり、校舎の 2 階・3 階が避難場所となった。しかし、今後予想される津波等による避難所として、校舎だけでは不足であり、屋内運動場も避難場所として使用し、アリーナ 2 階部分に多目的ホールを設置し屋内運動場としての機能のみならず、災害避難所としての機能強化を図るものである。

さらに、大津波により大きな被害を受けた地区の集団移転先地が矢本第二中学校の学区内であり、今後生徒数の増加も考えられるので、既存屋内運動場の面積分は災害復旧事業により工事を行い、既存面積より増える分については復興交付金により事業を行うものである。

※区域の被害状況も記載して下さい。

#### 関連する災害復旧事業の概要

平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 矢本第二中学校災害復旧工事

東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場の災害復旧を進めており、校舎は災害復旧工事を実施中で、屋内運動場については実施設計作業中である。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

#### 関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

#### 基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	38	事業名	埋蔵文化財収蔵施設整備事業	事業番号	◆A-4-1-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	57,738 (千円)		全体事業費	57,713 (千円)	

事業概要

埋蔵文化財発掘調査事業で大量に出土する遺物の整理・収蔵を円滑、かつ効率的に進めるために、収蔵施設の整備を進めるものである。

●埋蔵文化財収蔵施設の整備 (縄文村歴史資料館収蔵庫の増築)

収蔵庫 A=149.80 m<sup>2</sup>、洗浄室 A=23.76 m<sup>2</sup> 【計 173.56 m<sup>2</sup>】

(事業間流用による経費の変更) (平成 27 年 10 月 13 日)

請負差金が発生し、本工事費が 1,453 千円 (国費 : 1,162 千円) 減額したため、A-1-2 公立学校施設整備費国庫負担事業 (野蒜・宮戸統合小学校校舎等整備事業) へ 25 千円 (国費 : 20 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 57,738 千円 (国費 : 46,190 千円) から 57,713 千円 (国費 : 46,170 千円) に減額。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

実施設計 (細部検討・図面作成・工事費の算定) A=173.56 m<sup>2</sup>

<平成 25 年度>

建築工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により野蒜地区にあった文化財収蔵施設が津波により被災し、使用することができなくなった。現在、縄文村歴史資料館の駐車場や僅かな空きスペースを利用して、回収した資料の洗浄、仕分け、修復・復元等の整理作業を行っているが、今後、高台移転や個人住宅建替え工事等の震災復興事業および復旧事業に伴う発掘調査により確実に出土する多量の遺物を搬入し、整理・収蔵することが困難な状況にある。復興まちづくり計画との係わりから、野蒜地区の従前地に施設を復旧することはできず、遺物の整理・収蔵を効率的に行うために既存の奥松島縄文村歴史資料館(埋蔵文化財センター)の収蔵庫の増築を行うものである。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	A-4-1
事業名	埋蔵文化財発掘調査事業
交付団体	東松島市

基幹事業との関連性

埋蔵文化財発掘調査は、遺跡の発掘および記録保存に終わらず、出土遺物の整理、報告書作成、収蔵をもって完了する。現状のままでは事業そのものに支障をきたすこととなり、円滑に進めるためには収蔵施設の整備が急務である。

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	85	事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業 野蒜・宮戸統合小学校校舎等整備事業	事業番号	A-1-2
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	31,191 (千円)		全体事業費	105,440 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により全壊となった野蒜小学校の災害復旧事業に伴う校舎等建築工事を行うもの。当該小学校については、平成 24 年 6 月に指定した災害危険区域内にあり、災害危険区域の指定について、特に学校に関する制限はないものの、住民の意向や法の精神を考慮し現地復旧は適さないものと判断し、隣接地区の宮戸小学校と統合再編を図り、防災集団移転事業と合わせ集団移転地内に統合小学校校舎等を新築する計画としている。第 13 回交付申請においては、全体計画のうち平成 28 年度に実施予定の校舎等建築工事費について追加変更申請するもの。</p> <p>事業実施学校名：東松島市立野蒜小学校・宮戸小学校統合校 【計画面積】 校舎延床 A=2,967 m<sup>2</sup>、 屋内運動場延床 A=898 m<sup>2</sup> 校地 A=16,250 m<sup>2</sup>(法面含む)</p> <p>当該事業について第 13 回申請が最終申請となることから、今回申請予定の計画事業費から既配分執行残額を差し引いた額を申請するもの。</p>					
申請回	対象事業費 (a)	執行済額(b)	残額(a)-(b)	備考	
第 8 回	31,191 千円	29,489 千円	1,702 千円 ※第 13 回申請分へ充当	実施設計(校舎・屋内運動場) 【H27.3 完了】	
[流用]	40,209 千円	40,209 千円	0 千円 ※A-1-1 から流用	(1)校舎…木造一部 2 階建て 256 m <sup>2</sup> × 単価 248,100 円 × 9/17 ヶ月 ≒ 33,624,847 円 (2)屋内運動場…木造 52 m <sup>2</sup> × 単価 239,200 円 × 9/17 ヶ月 ≒ 6,585,035 円 (1)+(2)=40,209,882 円 ≒ 40,209 千円	
第 13 回	(1)計画対象事業費 35,742 千円 (2)第 8 回執行残額 1,702 千円 <b>(1)-(2)=第 13 回申請額 34,040 千円</b>			(1)校舎…木造一部 2 階建て 256 m <sup>2</sup> × 単価 248,100 円 × 8/17 ヶ月 ≒ 29,888,753 円 (2)屋内運動場…木造 52 m <sup>2</sup> × 単価 239,200 円 × 8/17 ヶ月 ≒ 5,853,365 円 (1)+(2)=35,742,118 円 ≒ 35,742 千円	
全体	105,440 千円				

[計画の位置づけ]

東松島市復興まちづくり計画（記載箇所 P. 24～P25）

第 2 章 分野別取組み 2 支えあって安心して暮らせるまちづくり

(2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上 ②教育環境の充実と文化の継承

実施事業：学校関係施設災害復旧事業

(事業間流用による経費の変更) (平成 27 年 1 月 23 日)

校舎建築工事費および屋内運動場建築工事費として、A-1-1 公立学校施設整備費国庫負担事業（矢本第二中学校屋内運動場建替）より 40,209 千円（国費：30,156 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 31,191 千円（国費：23,393 千円）から 71,400 千円（国費：53,549 千円）に増額。

(事業間流用による経費の変更) (平成 27 年 10 月 13 日)

H28 年度事業費として、A-1-1 矢本第二中学校屋内運動場建替より 18,390 千円（国費：13,793 千円）、◆ A-1-3-1 学校就学環境整備事業（鳴瀬未来中学校地質調査事業）より 15,623 千円（国費：11,717 千円）、◆ A-4-1-1 埋蔵文化財収蔵施設整備事業より 27 千円（国費：20 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 71,400 千円（国費：53,549 千円）から 105,440 千円（国費：79,079 千円）に増額。

当面の事業概要

平成 26 年度 実施設計[第 8 回 申請済] H27 年 3 月完了

“ 用地取得[第 10 回 効果促進事業申請済] H27 年 2 月完了

平成 26 年 12 月 3 日 災害査定

平成 27-28 年度 建築工事 [H27 工事分(9/17 ヶ月)…流用対応(済)]

[H28 工事分(8/17 ヶ月)]…第 13 回交付金申請

平成 29 年 1 月 供用開始

東日本大震災の被害との関係

野蒜小学校は、3m を超える津波により校舎 1 階の天井まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊した。市庁舎施設の一部の代替え使用を経て、平成 23 年 12 月から隣接の小野地区に建設した仮設校舎において学校を再開している。

野蒜地区の集落は津波により壊滅的な被害を受け、地区住民の多くは津波で住宅を失い、地区外の仮設住宅等で生活を送っている。今後は、防災集団移転事業により、野蒜北部丘陵団地土地区画整理事業で造成する集団移転団地内に移転予定となっており、併せて学校校舎の整備を行う計画としている。

関連する災害復旧事業の概要

平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 野蒜小学校災害復旧事業

東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場等の移転新築を災害復旧事業で行なう予定であり、既に災害査定を受けています。なお、災害復旧方法については、文部科学省と協議を行い平成 24 年 3 月 13 日付けで「公立学校施設災害復旧費負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合と判断される」の回答を受けています。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

上記関連基幹事業と一体で本事業を実施する。

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	88	事業名	学校就学環境整備事業 (鳴瀬未来中学校地質調査事業)	事業番号	◆A-1-3-1
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)		
総交付対象事業費	36,982 (千円)	全体事業費	22,336 (千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により全壊となった鳴瀬第二中学校の移設新築を行うのに際し、地質調査を実施するもの。</p> <p>事業実施学校名：鳴瀬未来中学校(鳴瀬第二中学校・鳴瀬第一中学校統合校) (校舎面積 A=4,311 m<sup>2</sup>、屋内運動場面積 A=1,156 m<sup>2</sup>、校地面積 A=24,000 m<sup>2</sup>) 【第 8 回】申請額 36,982 千円 [内訳] (1)地質調査 1 式 (40,000 千円※うち災害復旧事業費分を除く。)</p> <p>東松島市復興まちづくり計画 (記載箇所 P. 24~P25) 第 2 章 分野別取組み 2 支えあって安心して暮らせるまちづくり (2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上 ②教育環境の充実と文化の継承 実施事業:学校関係施設災害復旧事業</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 27 年 10 月 13 日) 請負差金が発生し、本工事費が 14,646 千円 (国費: 11,717 千円) 減額したため、A-1-2 公立学校施設整備費国庫負担事業 (野蒜・宮戸統合小学校校舎等整備事業) へ 14,646 千円 (国費: 11,717 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 36,982 千円 (国費: 29,585 千円) から 22,336 千円 (国費: 17,868 千円) に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p>平成 26 年度 基本設計・実施設計・地質調査 " 用地取得・開発許可 平成 26 年 11 月 災害査定 平成 27 年度 造成工事 平成 27 年度～平成 28 年度 建設工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>鳴瀬第二中学校は、3.5m を超える津波により校舎 2 階部分まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊した。H23 年 5 月から隣接地区の鳴瀬第一中学校校舎を間借り、及びプレハブ仮設教室で学校を再開したが、狭隘な環境に 2 校が存在することに起因する教育効率の低下を減らすため、H25 年 4 月に統合し鳴瀬未来中学校を新設。しかしながら、狭隘な学校環境から現在も仮設教室、仮設グラウンドの併用を余儀なくされており、教育効果を維持回復させるために新校舎の建設が必要であり、地区住民の優先要望事項になっている。学区となる鳴瀬地区の集落は野蒜・浜市・宮戸地区が津波による大きな被害を受け、多くの住民が津波で住宅を失い、仮設住宅等で生活を送っている。今後は、防災集団移転事業等により、生活再建を目指しており、生活圏の中央付近にあたる浅井・中下地区への中学校移設が望まれている。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 鳴瀬第二中学校災害復旧工事 東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場等の移転新築を災害復旧事業で行なう予定であり、今後災害査定を受け事業を実施する。なお、災害復旧方法については、文部科学省と協議を行い平成 24 年 3 月 13 日付けで「公立学校</p>					

施設災害復旧費負担法第5条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合と判断される」の回答を受けている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-3
事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業（鳴瀬未来中学校校舎等整備事業）
交付団体	東松島市
基幹事業との関連性	
基幹事業の予定地において地質調査を行い、調査結果を地盤の安全性確認及び安全対策工事の基礎根拠として活用するものであり、基幹事業の実施に必要な調査であるが、基幹事業の対象とならないため効果促進事業として申請するもの。なお、当該調査結果に基づき設計段階から安全性の確保が可能となる。	

(様式 1-3 ①)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (東松島市交付分) 個票

平成 27 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	8	事業名	下水道事業 (汚水)	事業番号	D-21-1
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)		
総交付対象事業費	1,477,500 (千円)	全体事業費	215,948 (千円)		
事業概要					
野蒜地区の復興土地区画整理事業地内の下水道整備工事費 52.1ha 区画整理事業区域内の、汚水管渠工事計及び既設幹線管渠への接続を、区画整理事業の造成工事と一体的な工事を行う。					
(事業間流用による経費の変更) (平成 27 年 10 月 13 日) 請負差金が発生し、本工事費が 1,261,551 千円 (国費: 946,163 千円) 減額したため、D-2-3 道路事業 (大曲浜地区) へ 548,166 千円 (国費: 411,124 千円)、◆D-17-6-1 大曲浜地区雨水排水対策事業へ 713,386 千円 (国費: 535,039 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 1,477,500 千円 (国費: 1,108,125 千円) から 215,948 千円 (国費: 161,962 千円) に減額。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 測量設計 ＜平成 25 年度＞ 管渠工事					
東日本大震災の被害との関係					
野蒜地区の既存集落は、津波により壊滅的な被害の状況から現状での復旧は困難であり、また、下水道施設においても同様な状況である。そこで、集団移転先として丘陵地を造成し区画整理事業により新たな市街地を形成することである。本区画整理区域は公共下水道区域に接していることから、下水道整備を行うことで快適で潤のあるまちづくりに寄与する。					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	25	事業名	都市防災推進事業(復興まちづくり支援施設整備事業)	事業番号	◆D-20-2-2
交付団体	東松島市		事業実施主体(直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	30,000(千円)		全体事業費	11,025(千円)	

事業概要

東松島市野蒜地区(高台移転先)に、地域活力の復興に資する拠点施設を整備するもの。当該用地は、今後、防災集団移転と合わせて、造成と区画整理を行う予定である。オープン後に東松島市の復興のシンボルとして、また拠点として早急に整備を実施したい。

まず、今回の交付金事業において、実現可能性調査等を実施するが、基本的には、本市の第三セクター(株)奥松島公社が運営していた農産物等の地場産品直売施設の復旧・復興、被災地見学(ツアー)の拠点、津波記録メモリアル施設等の複合施設として整備を予定。

完成後の建物の管理は市になるが、事業運営の主体としては同奥松島公社が担うほか、JA、JF 等の参画を予定している。

(事業間流用による経費の変更)(平成 27 年 10 月 13 日)

請負差金が発生し、実現可能性調査費が 18,975 千円(国費:15,180 千円)減額したため、◆D-17-6-1 大曲浜地区雨水排水対策事業へ 18,975 千円(国費:15,180 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 30,000 千円(国費:24,000 千円)から 11,025 千円(国費:8,820 千円)に減額。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

地域活力の復興に資する拠点施設整備のための調査設計委託

<平成 25 年度>

地域活力の復興に資する拠点施設整備のための整備工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、一次産業が壊滅的な打撃を受けており、産業や雇用に与える影響は非常に大きい。24 年度には、海苔、牡蠣、野菜等の地場産品が生産を再開する予定となっており、販売施設の早急な復旧が求められている。

一方で、被災地見学の要望や雇用の創出、津波記憶の保存等、相乗的な効果が得られるシンボリック施設を民間の力と連携して整備するもの。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-20-2
事業名	都市防災推進事業(復興まちづくり計画策定支援)
交付団体	東松島市

基幹事業との関連性

復興まちづくり支援施設の整備により、復興に向けたまちづくりの推進として地場産品の PR や消費拡大の推進・地域雇用拡大等の地域活力推進が可能となり、災害時においても避難場所等の地域防災拠点として活用できるため、復興まちづくりに大きく寄与できる。

(様式 1-3)

## 東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

平成 27 年 10 月時点

N0.	43	事業名	災害公営住宅整備事業 (赤井地区)	事業番号	D-4-5
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	3,432,172 (千円)		全体事業費	3,459,723 (千円)	
事業概要					
<p>震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進する。</p> <p>東松島市では、早急な住宅整備が必要なことから建設用地として個人所有の土地を活用した民間による事業提案募集を行い完成後に市が土地と建物を買取りすることにより、早期に災害公営住宅の整備・供給するもの。</p> <p>なお、民間活力の導入による事業提案により、「東松島市復興まちづくり計画」の基本方針に基づいた提案や設計で、「住みやすさ」「環境」「高齢者」「生活の自立」などに対応した整備と、行政の抱えている用地確保の課題解決と工期を短縮した整備・供給が期待され、併せて被災者の生活環境の向上を図り早期の生活再建を支援する。</p> <p>【整備の概要】</p> <p>① 対象地域：赤井地区 建物：戸建又は集合 整備戸数：変更前 70 戸 → 変更後 139 戸 用地面積：変更前 15,600 m<sup>2</sup> → 変更後 48,479.9 m<sup>2</sup> (変更理由)</p> <p>・ H24. 7 整備計画の買取事業提案方式 (市内全域 154 戸) のうち赤井地区 (70 戸) を第 3 回交付金事業計画申請し、H24 年 11~12 月に実施した買取事業提案公募に 3 事業者から 139 戸の提案を受付。並行し実施した意向登録調査において、赤井地区を希望する世帯が集中 (4 月 1 日時点 136 世帯) していることから第 6 回交付金事業計画申請により整備戸数の変更をするものです。</p> <p>整備手法：買取災害公営住宅整備事業 (民間からの事業提案公募により整備・買取) (7. 赤井川前二 16 戸、イ. 赤井川前 4 番 38 戸、ウ. 赤井柳の目 85 戸)</p> <p>② 『東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ 災害公営住宅の整備は計画 P20~21 基本方針&gt;2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり &gt; ②恒久住宅の整備 &gt; 【主な実施事業】で位置づけしている。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 27 年 5 月 21 日) 物価上昇等により本工事費が増額したため、D-4-4 災害公営住宅整備事業 (東矢本駅北、矢本西、野蒜北部丘陵、宮戸地区) より 70,322 千円 (国費：61,531 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 3,432,172 千円 (国費：3,003,150 千円) から 3,502,494 千円 (国費：3,064,681 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 27 年 10 月 13 日) 請負差金が発生し、本工事費が 42,771 千円 (国費：37,424 千円) 減額したため、◆D-17-6-1 大曲浜地区雨水排水対策事業へ 42,771 千円 (国費：37,424 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 3,502,494 千円 (国費：3,064,681 千円) から 3,459,723 千円 (国費：3,027,257 千円) に減額。</p>					
当面の事業概要					
【ア. 赤井川前二・イ. 赤井川前四番】(市街化区域で実施) <平成 24 年度> ・ 事業詳細の調整 ・ 事業提案募集の実施 ・ 基本協定の締結 ・ 詳細設計の協議ほか ・ 工事着手					

<p>&lt;平成 25 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の完成</li> <li>・ 仮契約（買取譲渡契約）</li> <li>・ 買取費用の支払い</li> <li>・ 完成検査</li> <li>・ 議会承認</li> <li>・ H26. 4 入居開始（赤井川前二 16 戸・赤井川前四番 38 戸）</li> <li>・ 不動産鑑定（土地）</li> <li>・ 引き渡し（土地、建物）</li> </ul> <p>戸）</p> <p>【ウ. 赤井柳の目】（調整区域で実施、用地造成必要）</p> <p>&lt;平成 25 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本協定の締結</li> <li>・ 用地造成</li> <li>・ 詳細設計の協議ほか</li> <li>・ 開発行為許可等協議、申請</li> </ul> <p>&lt;平成 26・27 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26. 10 工事着手</li> <li>・ 仮契約（買取譲渡契約）</li> <li>・ 建築物の完成</li> <li>・ 議会承認</li> <li>・ 完成検査</li> <li>・ H27. 10 入居予定（赤井柳の目 85 戸）</li> <li>・ 不動産鑑定（土地）</li> </ul>
東日本大震災の被害との関係
<p>東松島市で全壊（流出）した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯である。</p> <p>平成 25 年 4 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 25 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域及び津波防災区域外に居住していた世帯への意向登録調査を実施し、災害公営住宅への意向の確認を行うことで地区ごとの建設計画戸数と地区間意向整理を行っている。</p> <p>津波浸水により壊滅的な被害を受けた沿岸部と内陸部の地震被害を含む住居に困窮している世帯で、現在、応急仮設住宅等に入居している世帯を対象とした災害公営住宅を整備し、応急仮設住宅等からの安定した生活への移行を支援するもの。</p>
関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	44	事業名	災害公営住宅整備事業 (小松谷地地区)	事業番号	D-4-6
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	3,524,649 (千円)		全体事業費	3,496,389 (千円)	
事業概要					
<p>震災により、住宅の自力再建が困難な者 (世帯) 等に対し、災害公営住宅を早期に整備する必要があるため、石巻拠点計画の一部を変更して災害公営住宅の建設を促進する。</p> <p>東松島市では、震災復興住宅 (災害公営住宅) 整備計画に基づき、小松谷地地区に 156 戸の災害公営住宅を整備するもの。</p> <p>当該地区は、商業施設への利便性が高く、更には三陸自動車道矢本 IC へのアクセスが容易である等、住環境が良好であることから、特性として市内全域の被災者を対象とした入居の形態をとることにより、新しいコミュニティの醸成を図りながら、震災復興を進めることとして計画している。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 27 年 1 月 23 日) 請負差金が発生し、本工事費が 5,772 千円 (国費 : 5,050 千円) 減額したため、D-1-1 道路事業 (石巻工業港線整備事業) へ 4,245 千円 (国費 : 3,714 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 3,524,649 千円 (国費 : 3,084,067 千円) から 3,520,404 千円 (国費 : 3,080,353 千円) に減額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 27 年 10 月 13 日) 請負差金が発生し、本工事費が 40,167 千円 (国費 : 35,146 千円) 減額したため、◆D-17-6-1 大曲浜地区雨水排水対策事業へ 24,015 千円 (国費 : 21,013 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 3,520,404 千円 (国費 : 3,080,353 千円) から 3,496,389 千円 (国費 : 3,059,340 千円) に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 24 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業詳細の調整</li><li>・ 事業提案内容の精査</li><li>・ 基本協定の締結</li><li>・ 詳細設計の協議ほか</li><li>・ 工事着手</li></ul> <p>&lt;平成 25 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築物件の完成</li><li>・ 完成検査</li><li>・ 不動産鑑定 (土地)</li><li>・ 仮契約 (買取譲渡契約)</li><li>・ 議会承認</li><li>・ 引き渡し (土地、建物)</li><li>・ 買取費用の支払い</li><li>・ 入居開始 (入居募集)</li></ul>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市で全壊 (流出) した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯である。</p> <p>平成 24 年 6 月現在、災害公営住宅 860 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談を実施し、再建意向の確認を行うことで建設計画戸数の把握を行っている。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	112	事業名	道路事業 (大曲浜地区)	事業番号	D-2-3
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)	
総交付対象事業費	241,075 (千円)		全体事業費	890,300 (千円)	

事業概要

大曲浜地区は、移転促進区域 (51.2ha) において、移転元地の買い取りを進めている地区である。本地区では土地区画整理事業の手法を用いて、良好な産業用地や公共施設用地等の創出を計画しているところであるが、地区内交通を円滑に処理するために地区の骨格となる幅員 18m の幹線道路を整備するものである。

(事業間流用による経費の変更) (平成 27 年 10 月 13 日)

28 年度事業費として、D-21-1 下水道事業 (汚水) より 513,905 千円 (国費 : 411,124 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 241,075 千円 (国費 : 192,860 千円) から 754,980 千円 (国費 : 603,984 千円) に増額。

当面の事業概要

<全体事業費>

- 全体事業費は 890,300 千円 [内訳] 公共施設整備費 : 475,600 千円  
移転移設費 : 414,700 千円

<事業の進捗状況>

- 全体工程は別紙のとおり。
- 実施設計完了。7 月に造成工事 (平成 27 年度分) の契約を終え、9 月から現地着手。
- 平成 28 年度施工範囲について、全区画において企業の進出が決定した。

<今回の要望内容>

- 今回の申請では、平成 28 年度施工範囲の築造工事に着手するため、本工事費として 149,635 千円を要望するもの。(都市計画道路築造 1 式) また、都市計画道路築造に支障となる建物の移転補償費として、364,270 千円を要望するもの。(補償費 1 式)
- 積算内訳は別紙のとおり。

東日本大震災の被害との関係

大曲浜地区は本市沿岸部に位置し、航空自衛隊松島基地と石巻工業港に隣接する従前からの市街地であるが、東日本大震災 (津波) により、人的にも建造物にも著しい被害を受けた地区である (全壊 1,123 棟、大規模半壊 5 棟)。

本地区では、地区全域を移転促進区域に指定し移転元地の買い取りを進めているが、一方で、現地で被災した企業から早期の再建への支援要請もあり、平成 26 年度より先行整備として土地の造成 (約 5.3ha) を行っているところである。

今後、土地区画整理事業により産業用地として土地利用を進めるにあたり、地区内交通を円滑に処理するために地区の骨格となる幅員 18m の幹線道路を整備するものである。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	113	事業名	大曲浜地区雨水排水対策事業	事業番号	◆D-17-6-1
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)		
総交付対象事業費	1,298,620 (千円)	全体事業費	2,186,500 (千円)		

事業概要

大曲浜地区は、移転促進区域 (51.2ha) において、移転元地の買い取りを進めている地区である。  
本地区では土地区画整理事業の手法を用いて、良好な産業用地や公共施設用地等の創出を計画しているところであるが、地区内の内水排除が困難な状況であるため、その対策として必要最低限度の高さまでの嵩上げを、地区内を一体として行うものである。  
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください  
**(事業間流用による経費の変更) (平成 27 年 10 月 13 日)**  
H28 年度事業費として、D-21-1 下水道事業 (汚水) より 668,799 千円 (国費 : 535,039 千円)、D-4-5 災害公営住宅整備事業 (赤井地区) より 46,780 千円 (国費 : 37,424 千円)、◆D-20-2-2 都市防災推進事業 (復興まちづくり支援施設整備事業) より 18,975 千円 (国費 : 15,180 千円)、D-4-6 災害公営住宅整備事業 (小松谷地地区) より 26,266 千円 (国費 : 21,013 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 1,298,620 千円 (国費 : 1,038,896 千円) から 2,059,440 千円 (国費 : 1,647,552 千円) に増額。

当面の事業概要

<全体事業費>

- ・全体事業費は 2,186,500 千円 [内訳] 排水対策費 : 2,186,500 千円

<事業の進捗状況>

- ・全体工程は別紙のとおり。
- ・実施設計完了。7 月に造成工事 (平成 27 年度分) の契約を終え、9 月から現地着手。
- ・平成 28 年度施工範囲について、全区画において企業の進出が決定した。

<今回の要望内容>

- ・今回の申請では、平成 28 年度施工範囲の排水対策工事に着手するため、本工事費として 760,820 千円を要望するもの。(排水対策盛土 1 式)
- ・積算内訳は別紙のとおり。

東日本大震災の被害との関係

大曲浜地区は本市沿岸部に位置し、航空自衛隊松島基地と石巻工業港に隣接する従前からの市街地であるが、東日本大震災 (津波) により、人的にも建造物にも著しい被害を受けた地区である (全壊 1,123 棟、大規模半壊 5 棟)。  
また、本地区では震災により地盤が沈下し、地区内の平均地盤高 (TP+0.6m) が平均満潮位 (TP+0.83m) より低くなっているうえ、地区外周囲の公共施設 (河川、港湾、林野) が嵩上げされるため、地区内が排水不能な状況となっている。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-17-6
事業名	被災市街地復興土地区画整理事業 (大曲浜地区)
交付団体	東松島市
基幹事業との関連性	
基幹事業と併せて盛土を行うことにより、土地区画整理事業地区全体の内水排除対策を行うもの。	